公　示　日　：2022 年 3 月 9 日(水)
調達管理番号： 21a01186
国　　名　　：コートジボワール
担 当 部 署 ：経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム
調 達 件 名：コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ 2（SHEP アプローチを活用したコメバリューチェーン構築）

1. 担当業務、格付等

（１） 担 当 業 務 ：SHEP アプローチを活用したコメバリューチェーン構築
（２） 格　付　：3 号
（３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

（１） 全体期間：2022 年 4 月下旬から 2023 年 10 月下旬
（２） 業務人月：現地　7.53、国内　3.40、合計　10.93
（３） 業務日数：

- 第 1 次 国内準備 10 日、現地業務 45 日、国内整理 10 日
- 第 2 次 国内準備 0 日、現地業務 38 日、国内整理 10 日
- 第 3 次 国内準備 0 日、現地業務 30 日、国内整理 10 日
- 第 4 次 国内準備 0 日、現地業務 38 日、国内整理 10 日
- 第 5 次 国内準備 0 日、現地業務 30 日、国内整理 10 日
- 第 6 次 国内準備 0 日、現地業務 45 日、国内整理 8 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

（４）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が１２ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の２５％を限度とする。
２）第２回（契約締結後１３ヵ月以降）：契約金額の１５％を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1部
（２） 見 積 書 提 出 部 数 ：1部
（３） 提 出 期 限 ：2022年3月30日(水)（12時まで）
（４） 提 出 方 法 ：電子データのみ
➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧ 評 価 結 果 の 通 知 ：2022年4月12日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：
① 業務実施の基本方針 16点
② 業務実施上のバックアップ体制 4点
（２） 業務従事者の経験能力等：
① 類似業務の経験 40点
② 対象国・地域での業務経験 8点
③ 語学力 16点
④ その他学位、資格等 16点
（計100点）

類似業務経験の分野	SHEPに係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	仏語圏アフリカ／全途上国
語学の種類	英語または仏語。注）英語のみならず仏語も資格認定書を有する場合は、仏語の認定書も添付すること。

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし
（２） 必 要 予 防 接 種：黄熱病

6. 業務の背景

コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」）は国土の大部分が熱帯モンスーン気候に属し、南部の平均降水量 1,600～2,200mm、月平均気温 25.0～28.3 度という恵まれた自然環境により農業生産のポテンシャルが高く、農業は GDP の 21%を占め、労働人口の 36%が従事している。生産される食用作物はヤムイモ・キャッサバ・コメ等多様にある中、コメだけが輸入に依存しており、国内消費量 275 万トン（2018 年）のうち、約 50%を輸入している[1]。

コートジボワール政府は「国家開発計画」（2016 年～2020 年）の中で、「農業の競争力強化及び生産者の収益向上、食糧安全保障」を掲げている。また、国家農業投資計画（PNIA）フェーズ 2（2017-2025）が 2017 年 11 月に策定されており、GDP の 21%を占める農業を、競争力がありかつ持続可能な基幹産業として育成し、その発展の恩恵が広く共有されることを目指している。PNIA フェーズ 2 は、①一次産業の発展、②環境に配慮した生産システムの強化、③農業地域の発展や市民の福利を志向した包括的な成長を戦略的目標として掲げ、7 年間で 4.3 兆 FCFA（約 0.8 兆円）を同分野に投資する予定にしている。

特に稲作部門においては、2007-2008 年の国際的な食料価格高騰を背景に、2008 年に国家稲作振興戦略（SNDR）が策定され、2011 年にその改訂版「SNDR 2012-2020」を発表している。SNDR においては、「コメの自給達成及び輸出国への転換」というビジョンを掲げながら、①持続可能な国産米生産システムの確立、②国産米の付加価値化、③政策策定者、バリューチェーンアクター、及びアクター間の連携体制確立を柱に国産米振興に取り組んでいる。

このような状況下、JICA は 2014 年より国家コメセクター開発機構（ADERIZ）を C/P 機関として、技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト（PRORIL）」（2014 年～2020 年）を実施し、稲作・精米技術の向上や優良種子・クレジットといった投入へのアクセスの改善、バリューチェーン関係者の連携強化、国産米販売促進活動を通じた、コメ生産量及び販売量の増加に取り組んでいる。この結果、対象農家の生産量及び販売量が事業前と比べ 50%増加した他、金融機関のコメ分野への参入促進、バリューチェーン関係者の連携強化などの成果が表れている。今後、さらに国産米振興を促進するためには、コメバリューチェーンの中でも国産米販売意欲の高い精米業者・販売業者へのコメ集積を図るための金融サービスの拡充、国産米の質の向上のための種子生産、収穫後処理の改善などが必要である。また、安定的な生産・収穫のためには適切な農業機械の導入及びメンテナンス技術の向上や農業機械サービスの発展が必要である。

こうした背景のもと、コートジボワール政府はPRORILのバリューチェーンにおける活動成果の拡大及び持続的な農業機械化を図るため、国産米振興を目的とした技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクトフェーズ2（PRORIL2）」を我が国に対し要請した。

本プロジェクトでは、投資可能な国産米サプライチェーンの確立を行うために不可欠なアクター間の関係強化を通したサプライチェーンの強靭化を目指し

[1] 以下、コメ需給データの出典はUSDA：PS&D Online（2019）

ており、本専門家の活動はそれに大きく貢献するものである。国産米サプライチェーン（SC）アクターの取扱量拡大のために、主に以下の業務に取り組むことを想定している。

① 新規生産者グループの取込に関する活動
② サプライチェーンの各種アクター間の取引関係の強化に関する活動
③ 生産者グループの関連能力向上に関する支援

「国産米振興プロジェクトフェーズ2（PRORIL2）」の概要

① プロジェクト実施期間：2021年2月～2026年2月（5年間）
② プロジェクト目標：投資可能な[2]国産米サプライチェーン（SC）の確立を通じて、コメの販売量と質が向上する。
③ 期待される成果：
　成果１　最適化された農業金融サービスが国産米 SC に供給される。
　成果２　持続可能な農業機械サービスの体制が確立される。
　成果３　対象 SC の良質種子の生産・使用能力が向上する。
　成果４　対象農家、精米業者、流通業者の収穫後処理・品質管理技術が向上する。
　成果５　成果１～４を通じて確立された SC 強化にかかる活動が他の国産米 SC に広がる。
④ 対象地域：
　全国
⑤ 実施機関／カウンターパート機関
　責任機関は、農業農村開発省（MEMINADER）、実施機関は国家コメセクター開発機構（ADERIZ）となる。
⑥ 本プロジェクトチームの人員構成
　本プロジェクトは JICA 直営専門家 4 名（チーフアドバイザー（シャトル派遣）、農業機械アドバイザー（シャトル派遣）、コメバリューチェーン／マーケティング（2022 年 2 月～派遣中）、業務調整員（2021 年 11 月～派遣中））で構成される。また、協力期間中に本専門家以外に複数名の短期専門家（農業機械／収穫後処理、農業金融、種子生産／栽培、中小企業振興等）の派遣を予定している。

7. 業務の内容

投資可能な国産米サプライチェーン（SC）アクターの確立及びそれを通じたコメ販売量と質の向上とを行うため、SHEP アプローチを活用し、農家グループ、精米業者等 SC アクターの取引関係の強化及び能力向上をはかることを目的とする。本専門家は、専門家、カウンターパート（以下 CP）、プロジェクト現地スタッフ（以下 NS）からなる SHEP チームの一員として業務に従事する。具体的担

[2] 英語ではBankableと表し、ここでは収益性が高くリスクが管理できる、即ち投資が可能な状態をさす。

当事項は次のとおりとする。

（１） 国内準備期間（2022 年 4 月下旬～5 月上旬）

① 要請背景・内容、案件のキャパシティディベロップメント支援に係る基本的な考え方を把握（要請書・関連報告書、詳細計画策定調査報告資料、SHEP・キャパシティディベロップメント専門家報告書、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報）、分析する。

② 本契約期間全体の業務内容を整理し、ワークプラン（案）（英文または仏文）を作成し、JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所およびプロジェクトチームへ電子データで提出する。なお、ワークプラン（案）ではプロジェクトチームの一員として本専門家が求められている項目を達成するための、具体的な計画を記載すること。

③ 本プロジェクトのベースライン調査報告書（ドラフト）を精読・分析し、以下の課題について取り纏める。

ア） コメ生産者グループの近年の生産状況、生産における課題

イ） 各アクター（コメ生産者、籾買取業者、精米業者、販売業者）との取引の状況及び課題

ウ） 農業資材販売業者との取引及び課題

エ） 金融商品の利用に関する状況及び課題

④ 「SHEP アプローチ」にかかる既存のJICA報告書等の文献調査、JICA経済開発部との打ち合わせ等により、SHEPアプローチについて把握するとともに、過去の調査資料・研修教材等の調査関連資料を確認し、本業務の内容及び進め方について把握する。特に「お見合いフォーラム」について、その手法についての詳細を把握する。

⑤ ワークプラン（案）については、担当CP、NS等の現地関係者とリモートによる意見交換、協議 を行いつつ、十分な理解をえること 。

⑥ JICA 経済開発部との現地業務前打合せに参加する。

⑦ PRORIL2専門家とのWeb会議等を通じた事前打合せ、各種会議に出席する。

（２） 第 1 次現地業務期間（2022 年 5 月上旬～6 月下旬）

① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、CP 機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。

② 稲作セクター関連政府機関（ADERIZ及びMEMINADER）と打合せを行い、稲作開発戦略と関係機関のニーズを確認する。

③ サプライチェーンへの新規農家グループの参入及び既存農家グループの参加農家数拡大に向けたキャンペーンの準備（資料作成、対象農家グループ訪問日程調整）をCP、NSに指示・実施する。

④ 上述で計画した農家グループ訪問に同行し、CP、NSの現地での活動内容の改善点について指導するとともに、活動マニュアルの作成を指導する。

なお、本活動マニュアルは、第1次現地業務期間中に作成する。

⑤ 各種アクター間の取引強化に関する活動に関して、「お見合いフォーラム」(第2次現地業務期間中の実施を想定)の実施計画(アクター毎のフォーマットの作成及び記入支援、フォーラムの実施)の立案及び日程調整をCP、NSに指導し、実施する。特にフォーマットの記入支援及びフォーラム日程の調整については、機械化チーム(機械サービス業者及び精米業者担当)及びマーケットチーム(販売店担当)との協議を行う点に留意する。なお、「お見合いフォーラム」については、年に１、２回の頻度で実施し、各回50人程度の参加を想定している。

⑥ 上述のアクター毎の記入フォーマットの作成をCP、NSに対して指導する。

⑦ 農業生産者及び資材業者に対する上述のフォーマットの記入支援に同行し、CP、NSの現地での活動内容の改善点について指導するとともに、活動マニュアルの作成を指導する。なお、本活動マニュアルは、第1次現地業務期間中に作成する必要がある。

⑧ 他のアクターに対するフォーマットの記入支援については担当チームに対する側面支援を必要に応じて行う。

⑨ CP、NS等に対し、不在期間中の指示書を作成し他専門家も含め内容を周知する。

⑩ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICA コートジボワール事務所に第１次現地業務結果報告書（英文または仏文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。

（３） 第１次国内整理期間（2022 年 6 月下旬～8 月中旬）

① 現地業務から帰国後１週間以内を目途に、JICA 経済開発部に第１次現地業務結果報告書（和文要約）を提出し、進捗報告を行う。

② ワークプラン（案）を改訂し、JICA 経済開発部との現地業務前打合せに参加する。

③ 2 週間ごとを目途に CP、NS と連絡を取り、上記（２）④⑦⑧の活動の進捗状況の確認を行い、課題に対して適宜指示を行う。

④ プロジェクトの隔週定期会合に出席する。

（４）第 2 次現地派遣期間（2022 年 8 月中旬～9 月下旬）

① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、CP 機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。

② 上記（２）⑦⑧で得られたフォーマットの内容の確認を CP、NS と行い、修正点について CP、NS に対応を依頼する。

③ 上記（２）⑤で計画された「お見合いフォーラム」を実施する。

④ 上述の行事の成果・課題を取り纏め、実施概要・詳細の更新を行う。

⑤ 2023 年乾季作(2023 年 1 月～)に向けたサプライチェーン毎の協議会(アクター間の取引内容詳細の確認、9 月中旬～10 月末の実施を想定)の計画（日程調整を含む）及び実施準備(資料等)を CP、NS に指示し、適宜指導を行う。なお、協議会については、第 2 次現地派遣期間中に最低 1 回の実施が望ましい。

⑥ 上述の協議会を実施し、CP、NS の現地での活動内容の改善点について指導するとともに、活動マニュアルの作成を指導する。なお、本活動マニュアルは、第 2 次現地業務期間中に作成する。

⑦ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICA コートジボワール事務所に第２次現地業務結果報告書（英文または仏文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。

（５） 第 2 次国内整理期間（2022 年 9 月下旬～11 月中旬）

① 現地業務から帰国後 1 週間以内を目途に、JICA 経済開発部に第 2 次現地業務結果報告書（和文要約）を提出し、進捗報告を行う。

② 必要に応じてワークプランを改訂し、JICA 経済開発部と打合せを行う。

③ 2週間ごとを目途にCP、NSと連絡を取り、上記(４)⑤の活動の進捗状況の確認を行い、課題に対して適宜指示を行う。

④ プロジェクトの隔週定期会合に出席する。

（６） 第 3 次現地派遣期間（2022 年 11 月中旬～12 月中旬）

① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、CP 機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。

② 上記(４)⑥で実施されたサプライチェーン毎の協議会のフォローアップ対応をCP、NSに実行させるべく、指導を行う。

③ 協議会及びフォローアップ活動を通した成果・課題を取り纏め、実施概要・詳細の更新を行う。

④ 新規アクター開拓及びアクター間の関係強化に係る活動の2022年の総括(成果、課題、改善案)を報告書に取り纏め、チーフアドバイザーに提出する。

⑤ 2023年のSHEPチームの活動予定（お見合いフォーラムや協議会の実施等）の作成を行う。

⑥ 専門家不在期間のアクター間の取引関係のモニタリングに関する指示事項をまとめ、CP、NS、チーフアドバイザーに通知する。

⑦ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICA コートジボワール事務所に第 3 次現地業務結果報告書（英文または仏文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。

（７） 第 3 次国内整理期間（2022 年 12 月中旬～2023 年 1 月中旬）

① 現地業務から帰国後 1 週間以内を目途に、JICA 経済開発部に第 3 次現地業務結果報告書（和文要約）を提出し、進捗報告を行う。

② 必要に応じてワークプランを改訂し、JICA 経済開発部と打合せを行う。

③ 2週間ごとを目途にCP、NSと連絡を取り、上記（６）⑥活動の進捗状況の確認を行い、課題に対して適宜指示を行う。

④ プロジェクトの定例全体会(隔週)に参加する。

（８） 第 4 次現地派遣期間（2023 年 2 月上旬～3 月中旬）

① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、CP 機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。

② 上記（６）④を元に新規アクター開拓及びアクター間の関係強化に係る活動の実施概要・詳細の内容確認を行い、必要に応じて追加修正を行う。

③ サプライチェーンへの新規農家グループの参入及び既存農家グループの参加農家数拡大に向けたキャンペーンの準備(資料作成、対象農家グループ訪問日程調整)をCP、NSに実施させるべく、指導を行う。

④ 上述で計画した農家グループ訪問に同行し、CP、NSの現地での活動内容の改善点について指導する。

⑤ 2023年雨季作(2023年7月～)に向けたサプライチェーン毎の協議会(アクター間の取引内容詳細の確認、3月中旬～4月末の実施を想定)の計画(日程調整を含む)及び実施準備(資料等)をCP、NSに指示し、適宜指導を行う。なお、協議会については、第4次現地派遣期間中に最低1回はの実施が望ましい。

⑥ 上述の協議会を実施し、CP、NSの現地での活動内容の改善点について指導する。

⑦ 専門家不在期間のアクター間の取引関係のモニタリングに関する指示事項をまとめ、CP、NS、チーフアドバイザーに通知する。

⑧ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICAコートジボワール事務所に第４次現地業務結果報告書（英文または仏文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。

（９）第4次国内整理期間（2023年3月下旬～5月上旬）

① 現地業務から帰国後1週間以内を目途に、第4次現地業務結果報告書（和文要約）を用いて、JICA経済開発部に第4次現地業務完了報告を行う。

② ワークプラン（案）を改訂し、JICA経済開発部との現地業務前打合せに参加する。

③ 2週間ごとを目途にCP、NSと連絡を取り、上記（８）⑦の活動の進捗状況の確認を行い、課題に対して適宜指示を行う。

④ プロジェクトの隔週定期会合に出席する。

（１０）第 5 次現地業務期間（2023 年 5 月中旬～6 月中旬）

① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、CP機関、JICAコートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。
② 上記（８）⑥で実施されたサプライチェーン毎の協議会のフォローアップ対応をCP、NSに実行させるべく、指導する。
③ 協議会及びフォローアップ活動を通した成果・課題を取り纏め、実施概要・詳細の更新を行う。
④ 農業生産者及び資材業者に対するフォーマットの記入・更新支援に同行し、CP、NSの現地での活動内容の改善点について指導する。他のアクターに対するフォーマットの記入・更新支援については担当チームによる実施に対する側面支援を必要に応じて行う。
⑤ 「お見合いフォーラム」実施(2023年8月中旬～9月を想定)について関係者と協議を行い、日程を確定させ、関係者に周知する。
⑥ 2024年雨季作(2024年1月～)に向けたサプライチェーン毎の協議会(アクター間の取引内容詳細の確認、9月中旬～10月末の実施を想定)の計画(日程調整)及び実施準備(資料等)をCP、NSに指示し、適宜指導を行う。日程については確定次第関係者に周知する。
⑦ 専門家不在期間のアクター間の取引関係のモニタリングに関する指示事項をまとめ、CP、NS、チーフアドバイザーに通知する。
⑧ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有し、JICAコートジボワール事務所等に報告する。

（１１）第 5 次国内整理期間（2023 年 6 月中旬～8 月上旬）

① 現地業務から帰国後1週間以内を目途に、第5次現地業務結果報告書（和文要約）を用いて、JICA経済開発部に第5次現地業務完了報告を行う。
② ワークプラン（案）を改訂し、JICA経済開発部との現地業務前打合せに参加する。
③ 2週間ごとを目途にCP、NSと連絡を取り、上記（１０）⑥の活動の進捗状況の確認を行い、課題に対して適宜指示を行う。
④ プロジェクトの隔週定期会合に出席する。

（１２）第 6 次現地業務期間（2023 年 8 月中旬～9 月下旬）

① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、CP機関、JICAコートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。）
② 2023年乾季作のアクター間協議会及びフォローアップ活動を通した成果・課題を取り纏め、実施概要・詳細の更新を行う。
③ 上記（１０）⑤の日程に従って、「お見合いフォーラム」を実施する。
④ 上記（１０）⑥の日程に従って、サプライチェーン毎の協議会(アクター間

の取引内容詳細の確認）を実施する。

⑤ 新規アクター開拓及びアクター間の関係強化に係る活動の総括を報告書にまとめ、チーフアドバイザーに提出し承認を得る。報告書についてはそれぞれについて以下の内容を含めるものとする。

ア） 全業務期間中の活動内容、成果、課題

イ） 活動継続に向けての年間活動カレンダー、各行事の実施マニュアル、各種フォーマット

⑥ 最終報告会を開催する。

⑦ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有し、JICAコートジボワール事務所等に報告する。

（１３）帰国後整理期間（2023 年 10 月上旬～10 月中旬）

① 担当分野の見地から PRORIL2 中間報告書（案）作成に協力する。

② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る実施結果、進捗を報告する。

③ 専門家業務完了報告書（和文）を提出し、JICA 経済開発部に現地業務完了報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１）ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有することを目的とし、ワークプラン（案）（英文または仏文）を作成する。提出部数は以下のとおり。各現地渡航において、C/P やプロジェクトチームとの議論を深め、改訂を重ねること。

・英文または仏文 3 部（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所、C/P 機関へ各 1 部）

（２） 現地業務結果報告書（簡易製本）

各現地業務終了時に、英文または仏文と和文を作成する。提出部数は以下のとおり。

・英文または仏文：3部（C/P機関、JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）

・和文要約：2 部（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所へ各 1 部）

（３）専門家業務完了報告書

2023 年 10 月 16 日(月)までに提出。

英文または仏文：3部（C/P機関、JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）

和文：2部（JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）

なお、簡易製本と併せて、電子データも提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アビジャン⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

（２） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「７．業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「２．契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

現時点でコートジボワール入国時に隔離期間は、不要です。

② 現地での業務体制

③ シャトル型ではありますが、チーフアドバイザーの指示のもと、他の専門家とも協力しながら業務を行います。また、基本的なアレンジについては、現地に派遣中の業務調整員（長期派遣）が行います。便宜供与内容：プロジェクトが実施します。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：あり

エ） 通 訳 傭 上：必要に応じ、通訳の傭上を行う。

オ） 現地日程のアレンジ:現地に派遣中の専門家等が支援を行います。。

カ） 執務スペースの提供:プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ（TEL:03-5226-8414）にて配付します。

・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ１終了時評価報告書（和文）（2018 年 7 月）
・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ２詳細計画策定調査報告書（和文）（2019 年 10 月）
・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ２　SHEP・キャパシティディベロップメント担当専門家報告書

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021 年 4 月 1 日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021 年 3 月 31 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを予定していません。

（４）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② SHEP に関する知識に加え、途上国における行政官や農民等に対するキャパシティディベロップメントにかかる業務経験を有することが望ましいです。

③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、

移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上